

十六 第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

第二百条第十三号中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、同号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第三十三条の三（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第二百条の二中「前条第十三号」を「前条第十四号」に改める。

第二百条の三中「金融機関」の下に「証券仲介業者」を加え、「又は証券金融会社」を「証券取引所持株会社、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、外国証券取引所若しくは証券金融会社」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第二号中「第六十五条の二第四項」の下に「及び第百五十五条第二項」を加え、同条第六号中「第六十五条の二第五項」の下に「及び第六十六条の二三」を加え、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 第百六条の七第四項において準用する同条第一項又は第百六条の二十一第四項において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十 第百六条の二十八第一項（第百六条の三十一において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

第二百一条第二項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第二百三条第一項中「第四条第一項」を「第二条第九号」に、「職員が」を「職員若しくは外国証券取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場合にあっては、当該事務所に駐在する役員を含む。）若しくは職員が」に改める。

第二百五条中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第二百三条第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第三百三条の二第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第二百五条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第六十五条の二第二項」の下に「及び第六十六条の二十三」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八 第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

第二百五条の二第一号中「第三十四条第三項」を「第三十三条の四（第三十三条の五において準用する場合を含む。）」、第三十四条第三項」に、「において準用する場合を含む。」又は第七十九条の二十七第四項」を「及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。」、第六十六条の六第一項若しくは第三項、第六十六条の十七第一項、第七十九条の二十七第四項又は第百六条の三第五項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 第六十六条の七第一項の規定に違反した者

八 第六十六条の七第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を
掲示した者

第二百六条中「証券取引所」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、同条第一号を
次のように改める。

一 第六十四条の七第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）
、第七十四条第二項、第七十六条、第八十七条の二の二第一項、第二百五条第一項、第六十六条の
二十四又は第四百四十九条第一項の規定に違反したとき。

第二百六条第二号中「又は第五百五十二条第二項前段」を「第四百四十九条第二項前段又は第五百五十五条
の七」に改める。

第二百七条第一項第二号中「第九十八条の三」の下に「第九十八条の三の二」を加え、同項第四
号中「第十六号」を「第十八号及び第二十号」に、「若しくは第七号」を「第七号、第九号若しくは第
十号」に改め、同項第五号中「第二百条第十六号」を「第二百条第十八号若しくは第二十号」に、「及び
第七号」を「第七号、第九号及び第十号」に改める。

第二百七条の三中「証券取引所」の下に「又は証券取引所持株会社」を加え、同条第五号中「第五百五十五条の二」を「第五百五十三条」に改める。

第二百八条中「若しくは登録金融機関」を「登録金融機関若しくは証券仲介業者」に、「外国証券会社」を「証券仲介業者、外国証券会社若しくは許可外国証券業者」に、「第四条第一項」を「第二条第九号」に改め、「証券取引清算機関」を「外国証券取引所の国内における代表者若しくは代表者であつた者、証券取引清算機関」に改め、同条第二号中「第六十四条の七第四項」を「第六十四条の七第五項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）」に、「又は第五百五十二条第二項後段」を「第四百四十九条第二項後段又は第五百五十五条の八第二項」に改め、同条第四号中「第五十六条の二第一項」の下に「第六十六条の十八第一項」を、「（第五十六条第一項）の下に「及び第六十六条の十八第一項」を加える。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第二条 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の五」に改める。

第一条中「の支店」を削る。

第二条第一号中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の二第二項（金融機関の証券業務の登録）に規定する銀行」を「銀行、協同組織金融機関（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項（定義）に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 許可外国証券業者 第十三条の二第二項の許可を受けた外国証券業者をいう。

第二条第三号中「証券会社」の下に「証券取引所、取引参加者」を加え、「（定義）」を削り、「同条第十八項」を「同条第十六項に規定する証券取引所、同条第十九項に規定する取引参加者、同条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に改め、同条第五号中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に改め、同条に次の一号を加える。

九 国内における代表者 外国証券業者の国内における商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九号第一項（外国会社の代表者）に規定する代表者（外国証券会社にあつては、すべての支店の業

務を担当するものに限る。」をいう。

第四条第一項中「者（以下「登録申請者」という。）は、当該登録を受けて業務を営もうとするすべての支店の業務を担当する代表者（以下「国内における代表者」という。）」を「者は、国内における代表者」に改め、同条第二項第一号中「及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第六条第一項第七号中「規定又は」を「規定若しくは」に改め、「第五十六条の二第三項」の下に「（自己資本規制比率悪化の場合の処分）」を、「第三条第一項の登録」の下に「を取り消され、第二十条第四項において準用する同条第一項の規定により第十三条の二第一項の許可を取り消され、若しくは同法第六十六条の十八第一項（証券仲介業者の処分）の規定により同法第六十六条の二（証券仲介業の登録）の登録」を、「第二十八条」の下に「（証券業の登録）若しくは第六十六条の二」を、「をいう。」の下に「第十三条の四において同じ。」を加え、同項第九号中「第三十四条第一項」の下に「（証券会社が営むことができる業務）」を加え、同項第十号中「第十三条」の下に「第十三条の四」を加え、「及び国内」を「又は国内」に、「第二十八条の四第九号イからへまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで（証券業の登録の拒否）」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の

一号を加える。

十一 主要株主（証券取引法第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。）に準ずる者が証券業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国証券規制当局（同法第百八十九条第一項（外国証券規制当局に対する調査協力）に規定する外国証券規制当局をいう。第十三条の四において同じ。）による確認が行われていない者であるとき。

第十三条第三項中「（以下この条及び次条において「許可業者」という。）」を削り、同項第三号中「許可業者」を「当該外国証券業者」に改め、「外国証券会社」の下に「又は許可外国証券業者」を加え、「第二十八条の四第九号イからへまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで（証券業の登録の拒否）」に改め、第一章中同条の次に次の四条を加える。

（取引所取引の許可）

第十三条の二 外国証券業者（外国証券会社を除く。）は、第三条第二項及び証券取引法第二十八条（証券業の登録）の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、同法第二条第十七項（定義）に規定する取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取

引（有価証券等清算取次ぎ（同条第二十九項に規定する有価証券等清算取次ぎ（同項第一号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の委託者として当該有価証券等清算取次ぎを行う者を代理してこれらの取引を行う場合を含む。以下「取引所取引」という。）を業として営むことができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（許可の申請）

第十三条の三 前条第一項の許可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した許可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在の場所

二 資本の額

三 役員（取引所取引業務を行う営業所（以下「取引所取引店」という。）の所在する国（本店の所在する国を除く。）における代表者（次条において「取引所取引店所在国における代表者」という。）を含む。）の役職名及び氏名

- 四 取引所取引店の名称並びにその所在する国及び場所
 - 五 他に事業を営んでいるときは、その事業の種類
 - 六 本店及び取引所取引店が加入している外国証券取引所（証券取引法第二条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国有価証券市場を開設する者をいう。次条において同じ。）の商号又は名称
 - 七 国内に事務所その他の施設があるときは、その所在の場所
 - 八 国内における代表者の氏名及び国内の住所
 - 九 取引参加者となる証券取引所の商号又は名称
 - 十 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 次条第一号イからチまで及びヌに該当しないことを誓約する書面
 - 二 取引所取引店における取引所取引業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類
 - 三 定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものを含む。）並びに業務の内容及び方法を記載した

書類

四 国内における会社登記簿の謄本

五 直近三年間に終了した各事業年度に関する貸借対照表及び損益計算書

六 その他内閣府令で定める書類

3 第一項第二号に規定する資本の額の計算については、政令で定める。

(許可の拒否要件)

第十三条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を拒否しなければならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当するとき。

イ 株式会社と同種類の法人でないとき。

ロ 本店又は取引所取引店が所在するいずれかの国において登録等（第三条第一項又は証券取引法第二十八条（証券業の登録）の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）をいう。以下この号において同じ。）を受けていないとき。

ハ いずれかの取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係る業務を第六条第一項第二号に

規定する政令で定める期間以上継続して営んでいない者であるとき（政令で定める場合に該当するときは除く。）。

二 いずれかの取引所取引店がその所在する国の外国証券取引所（当該国において証券取引法第八十条第一項（有価証券市場開設の免許）の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けたものに限る。第三号において同じ。）に加入していないとき。

ホ 前条第一項第二号に規定する資本の額が、第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たない法人であるとき。

ヘ 純財産額が第六条第一項第五号に規定する金額に満たない法人であるとき。

ト 第二十四条第一項の規定若しくは第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項（自己資本規制比率悪化の場合の処分）の規定により第三条第一項の登録を取り消され、第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により第十三条の二第一項の許可を取り消され、若しくは同法第六十六条の十八第一項（証券仲介業者の処分）の規定により同法第六十六条の二の登録を取り消され、又は本店若しくは取引所取引店が所在する国において受けている登録等が外国証券

法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

チ 第六条第一項第八号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していないとき。

リ 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者であるとき。

又 役員、取引所取引店所在国における代表者又は国内における代表者のうちに証券取引法第二十八条の四第一項第九号イからトまで（証券業の登録の拒否）に掲げる者のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

ル 取引所取引業務に係る人的構成が取引所取引業務を適確に遂行するに足りるものと認められない者であるとき。

二 許可申請者の本店及び取引所取引店の所在するいずれかの国の外国証券規制当局の証券取引法第百八十九条第二項第一号（外国証券規制当局に対する調査協力）に規定する保証がないとき。

三 許可申請者の取引所取引店が加入している外国証券取引所と当該許可申請者が取引参加者となる証

券取引所との間で情報の提供に関する取決め締結その他の当該証券取引所による証券取引法、同法に基づき命令又は定款その他の規則により認められた権能を行使するための措置が講じられていないとき。

四 許可申請書又はその添付書類のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

(許可外国証券業者に係る準用規定)

第十三条の五 第十条第二項、第十一条並びに第十二条第一項及び第三項の規定は、許可外国証券業者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「主たる支店の所在地」とあるのは「国内における代表者が欠ける前における当該国内における代表者の住所地」と、第十二条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第十三条の三第一項各号」と、同条第三項中「第四条第二項第二号」とあるのは「第十三条の三第二項第二号」と、「支店における業務」とあるのは「取引所取引業務」と、「あつたとき」とあるのは「あつたときその他内閣府令で定める場合」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「同法第三十三条から第四十二条まで（誠実公正の原則、業務）」を「同法第三十三条

(誠実公正の原則)、第三十四条から第四十二条まで(業務)に改め、「のうち銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 証券取引法第三十五条(名義貸しの禁止)、第三十六条第一項(社債管理会社等となることの禁止)、第四十二条第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第九号(禁止行為)並びに第四十条(引受人の信用供与の制限)の規定は、第十三条第一項の許可を受けた外国証券業者の国内における同項の行為について準用する。

第十四条に次の一項を加える。

4 証券取引法第三十五条(名義貸しの禁止)、第四十二条第一項第七号及び第九号(禁止行為)並びに第四十三条第二号(業務の状況についての規制)の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。

第十五条に次の一項を加える。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、許可外国証券業者の取引所取引業務について準用する。

第十六条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、許可外国証券業者について準用する。

第二十一条中「おける業務」の下に「及び許可外国証券業者の取引所取引業務」を加える。

第二十二条第一項第四号中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、「(明治三十二年法律第四十八号)」を削り、「第二百十一条ノ二第四項」の下に「(子会社による親会社株式の取得の制限等)」を加え、同項第五号中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(取引所取引業務の廃止等の手続)

第二十三条の二 許可外国証券業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、第十三条の二第一項の許可は、効力を失う。この場合において、その国内における代表者又は代表者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第二十四条第一項第一号中「又は第八号」を「第八号又は第十二号」に改め、同条第二項中「第二十条の四第九号イからへまで」を「第二十八条の四第一項第九号イからトまで(証券業の登録の拒否)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項（第六号を除く。）の規定は許可外国証券業者の取引所取引業務について、第二項の規定は許可外国証券業者の国内における代表者（国内に事務所その他の施設がある場合にあつては、当該施設に駐在する役員を含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第一項各号列記以外の部分中「第三条第一項の登録を取り消し、第七条第一項の認可」とあるのは「第十三条の二第一項の許可」と、同項第一号中「第六条第一項第一号、第三号から第六号まで、第七号」とあるのは「第十三条の四第一項第一号イ、ロ、ニからへまで、ト」と、「第八号又は第十二号」とあるのは「チ、リ若しくはル、第二号又は第三号」と、同項第二号中「第三条第一項の登録」とあるのは「第十三条の二第一項の許可」と、同項第五号中「第七条第一項の認可」とあるのは「第十三条の二第一項の許可」と読み替えるものとする。

第二十六条中「行う営業」の下に「及び許可外国証券業者の取引所取引業務」を、「第二十八条」の下に「の登録」を、「第三条第一項」の下に「の登録又は同法第十三条の二第一項の許可」を加える。

第二十七条第二号中「第二十四条第一項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「若しくは第七条第一項の認可」を、「第七条第一項の認可若しくは第十三条の二第一項の許可」

に改める。

第二十九条第一項中「第十三条第一項」の下に「若しくは第十三条の二第二項」を加え、同条第二項中「第二十四条第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「第七条第一項の認可、第十二条第四項の認可、第十三条第一項の許可」を「第七条第一項若しくは第十二条第四項の認可、第十三条第一項若しくは第十三条の二第二項の許可」に、「承認をし若しくは」を「承認をし、若しくは」に改め、「第十三条第二項」の下に「及び第十三条の二第二項」を、「若しくは第二項」の下に「(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)」を、「外国証券会社」の下に「許可外国証券業者」を加える。

第三十条に次の一項を加える。

3 許可外国証券業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、取引所取引を結了する目的の範囲内において、なお許可外国証券業者とみなす。

第三十一条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、許可外国証券業者

又は当該許可外国証券業者と取引を行う者に対し、当該許可外国証券業者の取引所取引業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該許可外国証券業者の取引所取引業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。

第三十三条第一項中「含む。」の下に「又は許可外国証券業者（同条第三項の規定により許可外国証券業者とみなされる者を含む。）」を加え、「又は承認援助手続」を「若しくは承認援助手続」に改め、同条第三項中「第三十一条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十九条中「外国証券会社」の下に「又は許可外国証券業者（以下「外国証券会社等」という。）」を加え、同条第一号中「第二十四条第一項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定による第十三条の二第一項の許可の取消し
第四十条第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第二十四条第四項において準用する同条第一項又は第二十六条において準用する証券取引法第五十

六条の三の規定による第十三条の二第一項の許可の取消し

第四十条第一項第三号中「第二十四条第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十三条の二第一項の規定による許可

第四十条第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第二十三条の二」に改める。

第四十一条中「外国証券会社」を「外国証券会社等」に改める。

第四十五条第一号中「登録」の下に「又は第十三条の二第一項の許可」を加え、同条第二号中「第十四条第一項」の下に「又は第四項」を加える。

第四十六条第三号中「第二十四条第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十七条第一号中「第四条」の下に「又は第十三条の三」を加え、同条第二号中「第十五条第一項」及び「同条第二項」の下に「(同条第五項において準用する場合を含む。)」を、「若しくは第二項」の下に「(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)」を、「同条第一項」の下に「(同